

第5回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年11月24日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

河原はつ子委員，北川実委員，久保豊委員，坂本慶一委員長，佐藤辰弥委員
千野美和子委員，宮浦そとえ委員，宮本隆子委員（以上8人出席）

(2) 事務担当者

上坂事務局長，森首席家裁調査官，山口首席書記官，伊藤総務課長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換テーマ

離婚

(3) 意見交換要旨（○委員の意見，□事務担当者の説明）

- 離婚後の子どものことが気になる。児童虐待や少年の非行について報道されると子どもの家庭環境はどうだったのかと考えることがある。
- 司法統計年表によると離婚調停における妻の申立動機において，福井県は，全国と比較すると浪費の割合が多いと思う。
- 調停の申立動機は，申立書に記載された内容から判断するのか。
- 申立書の記載だけでなく，調停手続の中で当事者から詳しく事情を聞いている。
- 調停事件が解決するまでの回数はどのくらいか。
- 平均すると3，4回が多い。期間で言うと3か月くらいである。
- 調停離婚を申し立てた事件のうち，調停が成立するのはどの程度か。
- 全国平均では，申立てをした事件の約半分が調停成立で終了している。調停を申立てたが相手が離婚に応じなかったため一旦取り下げ，事情が変わったからということで再度申立てする場合もある。また，調停が不成立となり，人事訴訟（離婚訴訟）を提起する場合もある。

- 平成19年4月の離婚時の年金分割制度施行後、離婚事件が大幅に増加することが予想される。
- 同制度が施行される前に夫が妻にサービスをするようになるかも知れない。
- 妻に精神的虐待をする者の中には、この程度は許されると思っている者がいる。裁判になれば極めて不利になるということが分かっていない。
- 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないときは離婚原因になるということだが（民法770条1項4号参照）、身体的障害の場合はどうか。
- 性的な障害などで、婚姻を継続しがたい重大な事由として離婚原因となる場合がある（民法770条1項5号参照）。
- 最近、DV（ドメスティック・バイオレンス）が増加しているが、DVについては従前からあったが、これが表面化するようになってきたのか。
- よく分からないが、暴力について敏感になってきた面はある。
- 面接交渉のパンフレット「子どもと一緒に暮らしていて面会交流に応じる方へ」「子どもと別に暮らしていて面会交流をする方へ」のイラストは分かりやすくいいと思う。
- 文字だけだと読まない人もいるため、見る気を起こさせる工夫をした。
- 家庭裁判所に調停申立書や訴状の定型的な用紙が用意されており、手続きがしやすくなっている。
- 現在、調停委員をしているが、調停申立書だけでは情報量が少ないので、調停の場で事情を聞くのに時間がかかる。受付時に、申立人に事案の経過等を記載したメモを持参するよう伝えたと申立人自身も事案の整理ができて調停が効率的に進むと思う。
- 有責主義と破綻主義に関して、世代間で離婚に対する考え方が違うとの説明があったが、若い裁判官と年配の裁判官では判決に統一性がないのではないかな。
- 離婚に対する考え方が時代の流れに合わせて変化していることを説明したもので、若い裁判官と年配の裁判官で判決に統一性がないということではない。

5 福井家庭裁判所委員を経験した感想

- 説明を聞いて福井家庭裁判所について知ることができた。
- 福井家庭裁判所が開かれた裁判所，利用しやすい裁判所を目指していると感じた。
- 福井家庭裁判所の建物のイメージとして，敷居が高い，近寄りがたい，裁判所は恐ろしい，というイメージがあったが，説明を聞いて，福井家庭裁判所の人が市民に親切に接していることが分かった。今後は安心して相談できると思った。
- 開かれた裁判所，明るいイメージに向けて努力している様子が分かった。
- 市民に理解してもらおうという福井家庭裁判所の姿勢が読みとれ感心した。
また，成年後見制度は高齢化社会に向けて大変重要だということが分かった。

6 次回の内容等

未定